

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 8 月 9 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3 件
国民年金保険関係	1 件
厚生年金保険関係	2 件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	0 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600053 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1600019 号

第 1 結論

昭和 53 年 6 月から同年 8 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 6 月から同年 8 月まで

A 県 B 市に住んでいた頃は、同市 C 支所において国民年金保険料と国民健康保険、市民税を納付したと記憶しており、昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料領収証書を保管している。

昭和 53 年 9 月に D 郡 E 町 (現在は F 市) に転入した際に、請求期間を未納にしていれば、その時点で納付していたと思う。また、E 町は自治会が納税等の意識を高めていた地域であり、国民年金保険料の未納があれば自治会から指導を受けたはずだが、そのような指導を受けた記憶も無いので、請求期間の国民年金保険料を納付していたはずである。調査の上、請求期間に係る国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 53 年 6 月 1 日に国民年金強制加入被保険者の資格を喪失後、同年 9 月 1 日に同被保険者資格を再取得しており、請求期間は国民年金の未加入期間とされている。

一方、請求者は、請求期間のうち、昭和 53 年 6 月分に係る国民年金保険料領収証書を所持しており、同領収証書には、「53.6.8」の領収印が確認できる上、前述の国民年金被保険者台帳においても、昭和 53 年 6 月分の国民年金保険料が納付されたことを示す記載が確認できる。

また、請求者の請求期間が未加入期間とされていることについて、G 年金事務所は、請求者の国民年金強制加入被保険者資格を昭和 53 年 6 月 1 日で喪失させた理由は不明であり、請求期間においても国民年金強制加入被保険者であったとしている上、昭和 53 年 6 月分に係る国民年金保険料の還付又は充当を行った記録は確認できないとしている。

さらに、請求期間は 3 か月と短期間である上、請求者に係る平成 28 年 3 月までの国民年金の加入期間については、定額納付、半額納付又は半額前納となっており、未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600054 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600036 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日及び同年 12 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 6 月
③ 平成 16 年 12 月

私は、A 社に勤務し、請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間について、年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A 社が提出した請求者の請求期間に係る資料及び請求者が提出した請求者の請求期間に係る給与明細により、請求者は、同社から請求期間①及び②は 186 万円、請求期間③は 200 万 8,000 円の賞与の支給を受け、厚生年金保険の標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、A 社の陳述及びオンライン記録により確認できる複数の被保険者に係る賞与の支払日から、請求期間①は平成 15 年 12 月 10 日、請求期間②は平成 16 年 6 月 30 日、請求期間③は同年 12 月 10 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600055 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600037 号

第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 10 日、平成 16 年 6 月 30 日、同年 12 月 10 日、平成 17 年 6 月 30 日及び同年 12 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月
② 平成 16 年 6 月
③ 平成 16 年 12 月
④ 平成 17 年 6 月
⑤ 平成 17 年 12 月

私は、A社に勤務し、請求期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

請求期間について、年金額の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

A社が提出した請求者の請求期間に係る資料及びB銀行が提出した請求者の請求期間に係る取引明細により、請求者は、同社から請求期間①及び②は 186 万円、請求期間③は 200 万 8,000 円、請求期間④は 202 万 4,000 円、請求期間⑤は 217 万 6,000 円の賞与の支給を受け、厚生年金保険の標準賞与額の上限である 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る賞与の支払日については、A社の陳述、前述の取引明細で確認できる振込日及びオンライン記録により確認できる複数の被保険者に係る賞与の支払日から、請求期間①は平成 15 年 12 月 10 日、請求期間②は平成 16 年 6 月 30 日、請求期間③は同年 12 月 10 日、請求期間④は平成 17 年 6 月 30 日、請求期間⑤は同年 12 月 9 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。